

前三項の決定は、文書によつて、前条の規定により審判官が提出した決定案に基づいて行わなければならぬ。

前項に規定する決定に係る決定書には、内閣総理大臣が認定した事実及びこれに対する法令の適用（第一項又は第二項の決定にあつては、課徴金の計算の基礎及び納付期限を含む。）を記載しなければならない。

前項の納付期限は、同項に規定する決定書（第一項又は第二項の決定に係るものに限る。）の謄本を発した日から二月を経過した日とする。

第四項に規定する決定は、被審人に当該決定に係る決定書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

第一項の決定（第一百七十八条第一項第二号から第四号までに係るものに限る。以下この条において同じ。）は、当該決定の時において、同一事件について公訴が提起されている場合であつて、当該事件が裁判所に係属するときは、前項の規定にかかわらず、当該事件についての裁判が確定した時から、その効力を生ずる。ただし、当該事件について、当該決定を受けた者に対し、第一百九十八条の二第一項各号

に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があつたときは、次条第五項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時から、その効力を生ずる。

前項本文の規定は、当該事件についての裁判が確定した時において、第一項の決定に係る決定書の謄本が送達されていない場合には、適用しない。

第八項ただし書の規定は、次条第五項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時において、第一項の決定に係る決定書の謄本が送達されていない場合には、適用しない。

第八項本文の場合において、課徴金の納付期限は、第六項の規定にかかわらず、当該事件についての裁判が確定した日から二月を経過した日とする。

第八項ただし書の場合において、課徴金の納付期限は、第六項の規定にかかわらず、次条第五項の規定による変更の処分に係る文書の謄本を発した日から二月を経過した日とする。

第一百八十五条の八 前条第一項の決定（第一百七十八条第一項第二号から第四号までに係るものに限る。以下この条において同じ。）の後、当該決定に係る納付期限前に同一事件について当該決定を受けた者に対し公訴の提起があつたときは、内閣総理大臣は、当該事件についての裁判が確定するまでの間、当該

決定の効力を停止しなければならない。ただし、当該決定に係る課徴金の全部が納付されているときは、この限りでない。

前項本文の規定により前条第一項の決定の効力が停止された場合において、当該事件について、当該決定を受けた者に対し、第一百九十八条の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があつたときは、内閣総理大臣は、第五項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達されるまでの間、当該決定の効力を停止しなければならない。

第一項の規定により前条第一項の決定の効力が停止された場合においては、課徴金の納付期限は、同条第六項の規定にかかわらず、当該事件についての裁判が確定した日から二月を経過した日とする。

第二項の規定により前条第一項の決定の効力が停止された場合においては、課徴金の納付期限は、同条第六項及び前項の規定にかかわらず、次項の規定による変更の処分に係る文書の謄本を発した日から二月を経過した日とする。

内閣総理大臣は、前条第一項の決定の後、同一事件について、当該決定を受けた者に対し、第一百九十八条の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があつたと

きは、前条第一項の決定に係る課徴金の額を、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額に変更しなければならない。ただし、第一号に掲げる額が、第二号に掲げる額を超えないときは、この限りでない。

一 第百七十三条第一項、第一百七十四条第一項又は第一百七十五条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による額

一 当該裁判において没収を命じられた第一百九十八条の二第一項各号に掲げる財産に相当する額又は当該裁判において追徴を命じられた同項各号に掲げる財産の価額に相当する額（当該裁判において同項各号に掲げる財産の没収及び同項各号に掲げる財産の価額の追徴が命じられたときは、当該裁判において没収を命じられた同項各号に掲げる財産に相当する額及び当該裁判において追徴を命じられた同項各号に掲げる財産の価額に相当する額の合計額）

前項ただし書の場合においては、内閣総理大臣は、前条第一項の決定を取り消さなければならない。
第五項の規定による変更の処分は、文書をもつて行わなければならない。

第五項の規定による変更の処分は、当該処分に係る文書の謄本を送達することによつて、その効力を

生ずる。

課徴金に係る請求権の時効は、第一項又は第二項の規定により前条第一項の決定の効力が停止される間は、進行しない。

第一百八十五条の九 送達すべき書類は、この節に規定するもののほか、内閣府令で定める。

第一百八十五条の十 書類の送達については、民事訴訟法第九十九条、第一百一条から第百三条まで、第一百五条、第一百六条、第一百七条第一項（第二号及び第三号を除く。）及び第三項、第一百八条並びに第一百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあり、及び同法第一百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「金融庁の職員」と、同法第一百八条中「裁判長」とあるのは「内閣総理大臣又は審判長（証券取引法第一百八十一条第一項ただし書の場合にあつては、審判官）」と、同法第一百九条中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と読み替えるものとする。

第一百八十五条の十一 内閣総理大臣又は審判官は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。
一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二 前条において準用する民事訴訟法第一百七条第一項（第二号及び第三号を除く。）の規定により送達

をすることができない場合

三 外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

四 前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者につでも交付すべき旨を金融庁の掲示場に掲示することにより行つ。

公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から一週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

第一百八十五条の十二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第七号に規定する处分通知等であつて、この節又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととしているものについては、同法第四条第一項の規定にかかわらず、当該处分通知等の相手方が送達を受ける旨の内閣府令で

定める方式による表示をしないときは、電子情報処理組織を使用して行うことができない。

金融庁の職員が前項に規定する処分通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行つたときは、第一百八十五条の十において準用する民事訴訟法第一百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処理組織を使用して金融庁の使用に係る電子計算機（出入力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

第一百八十五条の十三 利害関係人は、内閣総理大臣に対し、審判手続開始の決定後、事件記録の閲覧若しくは謄写又は第一百八十五条の七第四項に規定する決定に係る決定書の謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

第一百八十五条の十四 内閣総理大臣は、課徴金をその納付期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の規定による督促をしたときは、同項の課徴金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができ る。ただし、延滞金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

前項の規定により計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第一百八十五条の十五 前条第一項の規定により督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、内閣総理大臣の命令で、第一百八十五条の七第一項又は第二項の決定（第一百八十五条の八第五項の規定による変更後のものを含む。以下この条及び次条において「課徴金納付命令」という。）を執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

課徴金納付命令の執行は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）その他強制執行の手続に関する法令の規定に従つてする。

内閣総理大臣は、課徴金納付命令の執行に關して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第一百八十五条の十六 破産法、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五条）・会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）及び金融機関等の更生手続の特例等に關する法律の規定の適用については、課徴金納付命令に係る課徴金の請求権及び第一百八十五条の十四第二項の規定による延滞金の請求権は、過料の請求権とみなす。

第一百八十五条の十七 この節に定めるもののほか、審判手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三節 訴訟

第一百八十五条の十八 第百八十五条の七第一項又は第二項の決定の取消しの訴えは、決定がその効力を生じた日から三十日以内に提起しなければならない。

前項の期間は、不变期間とする。

第四節 雜則

第一百八十五条の十九 第百八十五条第一項又は第一百八十五条の四第一項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

第一百八十五条の二十 内閣総理大臣が第一節又は第二節の規定によつてする決定その他の処分（同節の規定によつて審判官がする処分を含む。）については、行政手続法第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第一百八十五条の二十一 内閣総理大臣が第一節又は第二節の規定によつてした決定その他の処分（同節の規定によつて審判官がした処分を含む。）については、行政不服審査法による不服申立てをすることが

できない。

第一百九十条第一項中「第一百五十六条の三十四」の下に「第一百七十七条第二号、第一百八十五条の五」を、「検査をする」の下に「審判官又は」を加える。

第一百九十四条の四第一項第八号中「同条第一項第十二号」を「同条第一項第十三号」に改め、同条第二項第六号中「第一百十七条」を「第一百十四条」に改める。

第一百九十四条の六第二項第一号中「第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為若しくは第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為」を「有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

七 第百七十七条の規定による権限

第一百九十四条の六第三項中「前項」を「第一項及び第三項」に改め、同条第四項中「第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条第一項の次に次の二項を加える。

金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により

委員会に委任されたものを除く。）のうち、第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第一項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第七十九条の七十七、第一百三十三条、第一百六条の六、第一百六条の十六、第一百六条の二十、第一百六条の一十七、第一百五十二条、第一百五十五条の九、第一百五十六条の十五並びに第一百五十六条の三十四の規定によるものを委員会に委任することができる。

委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

第一百九十四条の七中「前条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「同条第四項」を「同条第六項」に改める。

第一百九十七条第一項第七号中「又は第一百五十九条第一項から第三項まで」を「第一百五十九条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）又は同条第三項」

に改める。

第一百九十八条第九号中「旨を第二十七条の三第一項（第二十七条の二十二）の二第二項において準用する場合を含む。」に規定する日刊新聞紙に掲載して」を「旨の」に改める。

第一百九十八条の五第八号中「第一百五十六条の三十四」の下に「第一百八十五条の五」を加える。

第一百条第三号中「第二十七条の五」を「第十五条第三項若しくは第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五」に改める。

第一百条の二の次に次の一条を加える。

第一百条の二の二 第百八十五条第二項又は第一百八十五条の四第三項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

前項の罪を犯した者が、審判手続終了前であつて、かつ、犯罪の発覚する前に自白したときは、その刑を減輕又は免除することができる。

第一百五条第一号中「第十三条第五項（第二十三条の十二）第二項において準用し、及びこれらの規定

を「を「第十三条第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十三条の十二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び「に、「第十五条第三項」を「第十五条第六項」に、「第十五条第二項」を「第十五条第二項から第四項まで」に、「第二十三条の十二第六項」を「第二十三条の十二第五項」に改め、同条第六号中「又は第二十七条の三十第一項」を「第二十七条の三十第一項又は第百七十七条第二号」に改める。

第二百五条の二の次に次の一条を加える。

第二百五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第百七十七条第一号の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して、陳述をせず、虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- 二 第百八十五条第一項の規定による参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、又は虚偽の陳述をした者
- 三 第百八十五条第二項又は第百八十五条の四第三項において準用する民事訴訟法第一百一条第一項の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

四 第百八十五条の三第二項の規定による物件の所持人に対する処分に違反して物件を提出しない者

五 第百八十五条の四第一項の規定による鑑定人に対する処分に違反して鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

第二百六条第四号中「第一百十九条第一項」を「第一百十五条第一項」に改める。

第二百七条第一項第一号及び第二項中「第五号」を「第一項第五号」に改める。

第二百八条第一号中「第一百二十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、

同条第二号中「第一百十七条」を「第一百十四条」に改め、同条第二十三号を同条第二十四号とし、同条第九号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第八号中「第一百一十二条」を「第一百十七号」とし、同号を同条第九号とし、同条第七号中「第一百二十二条」を「第一百十六号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 第四十三条の二第四項又は第五項の規定に違反して、書面の交付をしなかつたとき。

（外国証券業者に関する法律の一部改正）

第二条 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第六十五条第二項第六号ハ」を「第六十五条第二項第三号」に改める。

第十四条第一項中「から第四十二条まで」を「から第三十六条まで」に、「社債管理会社等となることの禁止、顧客の指示によらない取引所有価証券市場外での売買執行の禁止、取引の態様の明示、向かい合ひの禁止、」を「及び社債管理会社等となることの禁止」、第三十八条（取引の態様の明示）、第四十条から第四十二条まで」に改め、「規制」の下に「最良執行方針等の書面交付」を加え、同条第二項中「第九号」を「第十号」に改め、同条第四項中「及び第九号」を「第九号及び第十号」に改める。

第二十三条第五項中「第四十二条第一項第九号」を「第四十二条第一項第十号」に改める。

第三十六条第二項中「第三十一条の規定」の下に「第三十三条第三項において準用する第三十一条第一項若しくは第三項の規定」を加える。

第四十二条の見出しを「（権限の委任等）」に改め、同条第一項中「第四十二条第一項第九号」を「第四十二条第一項第十号」に改め、「この条及び次条において」を削り、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第二項」の

下に「及び第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第三十一条並びに第三十三条第三項において準用する第三

十一条第一項及び第二項の規定によるものを委員会に委任することができる。

4 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

第四十二条の見出しを「（委員会の命令に対する不服申立て）」に改め、同条中「前条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「同条第四項」を「同条第六項」に改める。

第五十二条中「第四十二条第一項第九号」を「第四十二条第一項第十号」に改める。

第五十四条第二項中第三号を第四号とし、第一号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十四条第一項において準用する証券取引法第四十三条の二第四項又は第五項の規定に違反して、書面の交付をしなかつた者

（社債等登録法の一部改正）

第三条　社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の二項を加える。

金融庁長官ハ政令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規定ニ依リ委任セラレタル職權ノ内第十条ノ規定ニ依ルモノヲ証券取引等監視委員会ニ委任スルコトヲ得

証券取引等監視委員会ハ前項ノ規定ニ依リ委任セラレタル職權ヲ行使シタルトキハ速ニ其ノ結果ニ付金融庁長官ニ報告スルモノトス

第九条の次に次の一条を加える。

第九条ノ二　前条第三項ノ規定ニ依リ証券取引等監視委員会ガ行フ報告又ハ資料ノ提出ノ命令ニ付テノ行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）ニ依ル不服申立ハ証券取引等監視委員会ニ対シテノミ之ヲ行フコトヲ得

（投資信託及び投資法人に関する法律の一一部改正）

第四条　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第六十五条第一項第六号ハ」を「第六十五条第一項第三号」に改める。

第十条の四第一項中「投資信託委託業者の株主又は出資者は、」を削り、「ときは」を「者は」に改める。

第十条の五中「ト」となつたときは「場合には」に改める。

第二十七条中「第九号」を「第十号」に改める。

第二十三条第一項中「期日」の下に「。第一号において「作成期日」という。」を加え、同項ただし書きを次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募の方法により行われたものであつて、投資信託約款において運用報告書を交付しない旨を定めている場合

一 受益者の同居者が確実に当該運用報告書の交付を受けると見込まれる場合であつて、かつ、当該受益者が当該運用報告書の交付を受けないとついてその作成期日までに同意している場合（当該作成期日までに当該受益者から当該運用報告書の交付の請求があつた場合を除く。）

第一百九十七条中「第九号」を「第十号」に改める。

第一百二十五条の見出しを「（権限の委任等）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 第三十九条第一項の規定による権限（受益証券の募集等に係る取引又は投資証券等の募集の取扱い等に係る取引の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

二 第五十五条第一項の規定による権限（受益証券等の売買その他の取引の公正の確保に係る投資信託協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。）

三 第二百十三条第一項の規定による権限（投資証券の募集等に係る取引の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

第二百二十五条に次の五項を加える。

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により

委員会に委任されたものを除く。）のうち、第三十九条第一項及び第二項、第五十五条第一項並びに第一百二十三条第一項から第五項までの規定によるものを委員会に委任することができる。

4 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第二項及び第三項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

6 委員会は、政令で定めるところにより、第一項及び第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

7 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第一百二十五条の次に次の一条を加える。

（委員会の命令に対する不服申立て）

第一百一十五条の二 委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条

第六項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第二百六十号）による不服申立ては、委員会に對してのみ行うことができる。

（株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正）

第五条 株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条の二」を「第四十一条の三」に改める。

第四十一条の二の見出しを「（権限の委任等）」に改め、同条に次の二項を加える。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限のうち、第八条第一項（第十二条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定によるものを証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

第五章中第四十一条の二の次に次の二条を加える。

(委員会の命令に対する不服申立て)

第四十一条の三 委員会が前条第二項の規定により行う報告又は資料の提出の命令についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正)

第六条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第六十五条第二項第六号ハ」を「第六十五条第二項第三号」に改める。

第二十九条の二第一項中「認可投資顧問業者の株主又は出資者は、」を削り、「ときは」を「者は」に改める。

第二十九条の三中「こととなつたときは」を「場合には」に改める。

第五十一条の一の見出しを「（権限の委任等）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、第三十六条第一項の規定によるもの（有価証券の売買、有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、有価証券店頭指數等先渡取引、